

# 商品概要説明書

## 多目的ローン（トワライズ）

（令和6年7月23日現在）

商品名	多目的ローン（トワライズ）
ご利用いただける方	○融資時の年齢が満18才以上で完済時年齢70才未満の方。 ただし、高校生は除きます。 ○安定継続した収入のある方。 ○株式会社トワライズが保証を承諾した方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、事業資金、借入金の肩代わり資金（本ローンは可）は除きます。
借入金額	○10万円以上300万円以内（1万円単位）
借入期間	○7年以内
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 <b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレートI）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレートI）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 <b>【固定金利型】</b> お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、年1回見直しを行い、4月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等毎月返済（ボーナス返済併用も可）とします。 ただし、ボーナス時増額返済額は融資金額の50%以下とします。
担保	○不要です。
保証人	○原則、不要とします。 ただし、株式会社トワライズが必要とした場合は、株式会社トワライズの指定する方を連帯保証人として徴求するものとします。
保証料	○保証料（年率2.00%、分割後取り方式）をお支払いいただきます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は無料です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の手数料は無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当

	<p>組合支店または本店金融部金融企画課(電話:0852-67-7741)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島弁護士会(電話:082-225-1600)</li> <li>・ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)</li> <li>・ 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)</li> <li>・ 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)</li> <li>・ 岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。)</li> </ul> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関(株式会社トワライズ)において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aしまね